

免許試験合格者等のための 免許申請書等手続の手引き

目次

- 申請手続について…………… 1
- 申請書の記入上の注意点について…………… 2

申請書類の作り方（記入例 及び チェックリスト）

- 申請書（表面）
 - I 免許申請**
 - 【A】安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、「免許試験合格通知書」を交付された方…………… 3
 - 【B】安全衛生技術センターの行う免許試験の学科試験を受験し、「免許試験結果通知書」を交付された方…………… 5
 - 【C】無試験で免許を受ける資格のある方…………… 5
 - II 免許証再交付申請**
 - 【A】免許証を紛失した方…………… 7
 - 【B】免許証を損傷した方…………… 7
 - III 免許証書替申請**
 - 免許証に記載されている氏名を変更した方…………… 9
 - IV 免許更新申請**
 - 特別・普通ボイラー溶接士免許の有効期間を更新しようとする方…………… 11
- 申請書（裏面）…………… 13
- 所持免許申告欄…………… 14
- 添付書類について…………… 15
- 実務経験等を証明する書類について…………… 17
- 電子申請による免許申請等について…………… 23

- 申請書の提出先、問い合わせ先…………… 24



●申請手続について●

- 申請の内容によって申請書の提出先、提出方法が異なります。次のとおり申請手続を行って下さい。

申請の内容	申請書の記載方法、提出先、提出方法
I 免許申請	
【A】 安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、「 <u>免許試験合格通知書</u> 」を交付された方 ※ 免許試験合格後に実務経験等を経られた方も含む（特級・一級・二級ボイラー技士免許試験、ボイラー整備士免許試験、発破技士免許試験、高圧室内作業主任者免許試験、ガス溶接作業主任者免許試験及び林業架線作業主任者免許試験） ※ ボイラー溶接士免許は、試験合格後2年以内に申請する必要があります。	【申請書の記載方法】 3～4ページ参照（ I【A】 ） 【申請書の提出先】 東京労働局免許証発行センター 【提出方法】 郵送による（なお、窓口はありませんので、直接持参することはできません。）
【B】 安全衛生技術センターの行う免許試験の学科試験を受験し、「 <u>免許試験結果通知書</u> 」を交付された方 【C】 無試験で免許を受ける資格のある方	【申請書の記載方法】 5～6ページ参照（ I【B】【C】 ） 【申請書の提出先】 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局の健康安全主務課 【提出方法】 本人持参による（なお、労働基準監督署又は都道府県労働局で本人確認及び資格の原本確認を受けた場合は郵送でも良い。）
II 免許証再交付申請 【A】 免許証を紛失した方 【B】 免許証を損傷した方 III 免許証書替申請 免許証に記載されている氏名を変更した方 IV 免許更新申請 特別・普通ボイラー溶接士免許の有効期間を更新しようとする方	【申請書の記載方法】 7～8ページ参照（ II【A】【B】再交付 ） 9～10ページ参照（ III 書替 ） 11～12ページ参照（ IV 更新 ） 【申請書の提出先】 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局 又は 直近の免許証の交付を受けた都道府県労働局の健康安全主務課 【提出方法】 本人持参による（なお、労働基準監督署又は都道府県労働局で本人確認及び資格の原本確認を受けた場合は郵送でも良い。）

※ 申請書の提出先については、24、25ページを参照し、宛先等をご確認下さい。

- また、電子申請によっても申請を行うことができます。23ページの「電子申請による免許申請等について」をよく読んで申請手続を行って下さい。
- 免許申請が集中する時期は、免許証がお手元に届くまで30日程度かかる場合があります。

●申請書の記入上の注意点について●

1. 申請書の□枠内に記入する文字は、光学的読取装置（OCR）により直接読み取りますので、筆記用具には黒のボールペンを使用し、次の事項に十分注意して下さい。

標準字体

0	1	2	3	4
5	6	7	8	9

ア	イ	ウ	エ	オ
カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ
タ	チ	ツ	テ	ト
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
マ	ミ	ム	メ	モ
ヤ	ユ	ユ	ヨ	
ラ	リ	ル	レ	ロ
ワ	ヲ	ン		ー

1) 文字は、「標準字体」（右に記載）にならって申請書の□□□の記入枠からはみ出さないように、大きくていねいに書いて下さい。

2) 文字は、大きな傾きをなくし、できるだけ濃く、かすれないように書いて下さい。

3) 濁点「ㇿ」、半濁点「ㇾ」は、同一の記入枠に記入して下さい。

	(姓) 別 府	(姓) 讓 治
正	ベ ッ プ	ジ ヨ ウ ジ
誤	ヘ ッ プ	シ ヨ ウ シ

5) 次の文字については、特に注意して下さい。

イ シツソンは、斜めの弧を書き始めるとき小さくカギをつけ、

シ	ツ	ソ	ン
---	---	---	---

 と書く。

ロ キエは使用しないで、

イ	エ
---	---

 と書く。

ハ 数字の1はカギをつけなくて垂直に書く。

誤 正

1

 →

1

ニ 数字の7の上部は水平の横軸とする。

7

 →

7

カタカナのクの上は右下がりにする。

ク

 →

ク

ホ 数字の「4」の二本の縦線は上に閉じない。

4

 →

4

ヘ 文字を書き損じたときは、その枠の上下をややはみ出すように縦の一本線を引いたうえ、正しい文字を枠の中の右上すみに記入する（修正液等を使って訂正しない。）

3を2に訂正

3

 アをイに訂正

ア

2. 申請書は機械で処理しますので、汚したり、穴をあけたりしないで下さい。また、できるだけ折り曲げないようにし、もし折り曲げる場合には、▶ ◀ 印の所を谷に折って下さい。

3. 記入例を参考に申請書に記入して下さい。

なお、それぞれの申請で添付書類の箇所に示した書類が必要ですので準備して下さい。

4. 氏名は、戸籍上の文字を楷書にて記入して下さい。（免許試験合格通知書の氏名が、戸籍上の文字でない場合は、戸籍抄本を添付して申請して下さい。）

記入例 I - A

A 安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、「免許試験合格通知書」を交付された方

(申請書裏面については) 13ページ参照。

① □と記入して下さい。

記載内容等について照会する際に必要ですの
で、屋間電話で連絡の取れる電話番号・携帯電話
等を記入して下さい。また、会社の場合は部
署名・内線番号を記入して下さい。

③④ カタカナで左からつめて書いて下さい。

⑤ 校番号まで正確に記入して下さい。

⑥ 左端の□枠内に、該当する元号の番号を記
入します。年月日は、それぞれ枠が二つずつ並
んでいます。1桁の数字は左側の枠を空欄にし、
右側の□枠内に記入します。

⑧ 申請書裏面のコード表を見て記入して下さ
い。

⑩ 合格通知書を交付した安全衛生技術セン
ターの該当番号を記入して下さい。

労働安全衛生法に基づく他の免許を持っている
場合には、今回申請する免許証と統合のうえ新
しい免許証が交付されますので、必ず次のい
れかに記入して下さい。

・カードタイプ (ラミネートタイプを含む) の
免許証の場合 (別紙の所得免許申告書欄 (P14)
は不要です。)

⑫ 免許証番号を記入

・二つ折りタイプの免許証の場合

⑬ □と記入し、免許の種類に○を付け、
別紙の所持免許申告書欄に必要事項を記入して
下さい (14ページ参照)。

様式第12号 (第66条の3、第67条関係) (労働) (免許) (免許証番号・免許更新) 申請書

① 申請書の区分 1. 新規に申請する免許の種類 2. 更新 3. 再交付 4. 変更 5. 再取得 6. 再交付 7. 再取得	② 新規に申請する免許の種類 1. 新規に申請する免許の種類 2. 更新 3. 再交付 4. 変更 5. 再取得 6. 再交付 7. 再取得	③ 性別 男 □ 女 ○	④ 氏名 ヤマダ 太郎
⑤ 生年月日 35年10月3日	⑥ 住所 千葉県市原市龍崎〇〇番地 五井コーポB23	⑦ 勤務先等 (株)X工業	⑧ 電話番号 0565(78) 0000
⑨ 免許証番号 2190-0011	⑩ 試験合格番号 77738214	⑪ 申請年月日 平成20年12月1日	⑫ 交付年月日 平成20年12月1日
⑬ 申請理由 1. 新規に申請する免許の種類 2. 更新 3. 再交付 4. 変更 5. 再取得 6. 再交付 7. 再取得	⑭ 申請理由 1. 新規に申請する免許の種類 2. 更新 3. 再交付 4. 変更 5. 再取得 6. 再交付 7. 再取得	⑮ 申請理由 1. 新規に申請する免許の種類 2. 更新 3. 再交付 4. 変更 5. 再取得 6. 再交付 7. 再取得	⑯ 申請理由 1. 新規に申請する免許の種類 2. 更新 3. 再交付 4. 変更 5. 再取得 6. 再交付 7. 再取得

② 申請書裏面のコード表を見て記入して下さい。

写真は次のものを1枚貼って下さい。(ただし、
厚生労働省ホームページからダウンロードして印
刷した申請書を使用される場合は、申請書に写真
を貼付せず、写真裏面に氏名を記載の上、免許申
請用封筒の中に同封して下さい。)

- ・寸法は横24mm×縦30mm
- ・上三分身(胸から上)、正影、脱帽、無背景
- ・申請前6か月以内に撮影したもの
- ・鮮明で変色の恐れのないもの

※また、写真の裏面に必ず氏名を記入して下さい。
なお、次のような写真は張り直しをお願いする場
合があります。

- ・指定の寸法や規格を満たしていないもの
- ・サンングラスやヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの
- ・デジタル写真の品質に乱れがあるもの (画像処理がなされていないものや不鮮明なもの)
- ・変色や傷があるもの
- ・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの

住所地以外 (勤務先など) に免許証の送付を希望
される方は、当該送付希望先の住所、会社名、電
話番号を記入して下さい。住所地への送付を希望
される方は、この欄に記入する必要はありません。

送付先の記入例

- (会社の場合)
〒0000-0000
東京都千代田区〇〇1-1-1
〇〇(株)安全衛生課 気付
(実家の場合)
〒0000-0000
東京都文京区〇〇1-1-1 〇〇様方

なお、受取人の名前は、必ず免許申請者の氏名が
印字されます。免許申請者以外の方が受取人にな
ることはできません。

⑰ 左端の□枠内に、該当する元号の番号を記
入します。以下の年月日の記入要領は、⑮と同じ
です。

⑱ 免許試験合格通知書に記載してありますの
で、転記して下さい。

右つめて記入して下さい。
記入しないで下さい。

東京 労働局長殿
平成 20 年 12 月 1 日

○申請書類記入チェックリスト

チェック欄	
①	<input type="checkbox"/> 記入漏れはありませんか？
②	<input type="checkbox"/> 免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書に貼付しましたか？
③	<input type="checkbox"/> 申請書の裏面に収入印紙1,500円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）

試験合格

申請書に必要な事項を全て記載し、貼付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの		備考
チェック欄	添付書類	
①	<input type="checkbox"/> 免許試験合格通知書（原本）	免許試験合格通知書を紛失した場合は、免許試験を受けた安全衛生技術センターに連絡し、再交付を受けて下さい。
②	<input type="checkbox"/> 専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。）なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
③	<input type="checkbox"/> 免許証送付用切手392円分（※）	②の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 （※）平成29年6月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
○該当する場合に添付するもの		
チェック欄	添付書類	必要となる場合
④	<input type="checkbox"/> 労働安全衛生法関係の免許証（原本） ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。	○労働安全衛生法関係の免許証を持っている場合 ※免許証を紛失している場合は再交付の手続も必要です（7～8ページ参照）。 新規免許申請書とあわせ、免許証再交付申請書の提出先（1ページ参照）に提出して下さい。 ※氏名を変更した場合は、書替の手続も必要です（9～10ページ参照）。 新規免許申請書と合わせ、免許証書替申請書の提出先（1ページ参照）に提出して下さい。 ※新規免許申請書が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働局又は労働基準監督署で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続については、最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。詳しくは16ページを参照して下さい。
⑤	<input type="checkbox"/> 所持免許申告欄（14ページ参照）	○旧様式（二つ折りタイプ）の労働安全衛生法関係の免許証を所持している場合。
⑥	<input type="checkbox"/> 戸籍抄本	○労働安全衛生法関係の免許を持っていない場合で、受験申請後、氏名が変更になった場合。
⑦	<input type="checkbox"/> 住民票（個人番号が記載されていないもの）、自動車運転免許証の写し等	○受験申請後、住所が変更になった場合、又は、免許試験合格通知書の送付先住所と免許申請書の住所とが異なる場合。
⑧	<input type="checkbox"/> 実務経験等を証明する書類（15ページ参照）	○特級・一級・二級ボイラー技士免許、ボイラー整備士免許、ガス溶接作業主任者免許、発破技士免許、高圧室内作業主任者免許及び林業架線作業主任者免許を申請する場合。
⑨	<input type="checkbox"/> 在留カードの写し（氏名にフリガナを記載して下さい。）	○外国籍の場合（ただし、カードタイプの労働安全衛生法関係の免許証をお送りいただく方は不要です。）

○申請書類記入チェックリスト

試験免除

チェック欄	
①	<input type="checkbox"/> 記入漏れはありませんか？
②	<input type="checkbox"/> 免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書に貼付しましたか？
③	<input type="checkbox"/> 申請書の裏面に収入印紙1,500円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）

申請書に必要な事項を全て記載し、貼付書類が揃ったから、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検して下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの		備考
チェック欄	添付書類	
① <input type="checkbox"/>	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。） なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
② <input type="checkbox"/>	免許証送付用切手392円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 （※）平成29年6月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
○該当する場合に添付するもの		
チェック欄	添付書類	必要となる場合
③ <input type="checkbox"/>	免許試験結果通知書	◎免許試験の学科試験に合格した後、当該学科試験が行われた日から起算して、1年以内に実技教習を修了した方
④ <input type="checkbox"/>	実技教習修了証	◎実技教習を修了後、1年以内に免許試験の学科試験に合格し、「免許試験結果通知書」を交付された方
⑤ <input type="checkbox"/>	免許を受ける資格を有することを証明する書類	◎無試験で免許を受ける資格がある場合 ※添付する書類は、原本又は最寄りの労働局若しくは労働基準監督署で原本確認証明を受けた写しとなります。
⑥ <input type="checkbox"/>	労働安全衛生法関係の免許証（原本） ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。	◎労働安全衛生法関係の免許証を持っている場合 ※免許証を紛失している場合は再交付の手続きが必要です（7～8ページ参照）。 新規免許申請書とあわせ、免許証再交付申請書の提出先（1ページ参照）に提出して下さい。 ※氏名を変更した場合は、書替の手続きが必要です（9～10ページ参照）。 新規免許申請書とあわせ、免許証書替申請書の提出先（1ページ参照）に提出して下さい。 ※新規免許が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働局又は労働基準監督署で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続きについては、最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。詳しくは16ページを参照して下さい。
⑦ <input type="checkbox"/>	所持免許申告欄（14ページ参照）	◎旧様式（二つ折りタイプ）の労働安全衛生法関係の免許証を所持している場合。
⑧ <input type="checkbox"/>	本人確認証明書（15ページ参照）	◎⑥の免許証を所持していない場合

記入例Ⅱ

免許証再交付申請書

- A 免許証を紛失した方
- B 免許証を損傷した方

(申請書裏面については)
13ページ参照。

① ②と記入して下さい。

記載内容等について照会する際に必要ですの
で、昼間電話で連絡の取れる電話番号・携帯電話
等を記入して下さい。また、会社の場合は部
署名・内線番号を記入して下さい。

③④ カタカナで左からつめて書いて下さい。

⑤ 校番号まで正確に記入して下さい。

⑥ 左端の□枠内に、該当する元号の番号を記
入します。年月日は、それぞれ枠が二つずつ並
んでいます。1桁の数字は左側の枠を空欄にし、
右側の□枠内に記入します。

⑧ 申請書裏面のコード表を見て記入して下さ
い。

Aの方は、「紛失」と記入して下さい。

Bの方は、「損傷」と記入して下さい。

⑨労働安全衛生法に基づく他の免許を持って
いる場合には、今回申請する免許証と統合のう
え新しい免許証が交付されますので、1と記入
し、免許の種類に○をつけ、別紙の所持免許申
告欄に必要な事項を記入して下さい(14ページ
参照)。

※再交付と書替を同時に行う場合は、①「申請
の区分」は③と記入し、記入例Ⅲ(9ページ)
に示した事項も併せて記入して下さい。

様式第12号(第66条の3、第67条関係) (愛知県) 様・(免許証再交付) 申請書
(免許証書替・免許更新)

①申請書の区分 1. 新規交付申請 2. 書替申請 3. 書替・更新申請 4. 更新申請 5. 再交付申請 6. 再更新申請	②申請に申請する免許の種類 1. 普通自動車 2. 中型自動車 3. 大型自動車 4. 普通自動車 5. 中型自動車 6. 大型自動車	③性別 ④性別 ⑤性別
フリガナ ヤマダ タロウ	フリガナ ヤマダ タロウ	性別 男
生年月日 35年10月3日	生年月日 35年10月3日	性別 男
住所 〒290-0011 千葉県市原市龍崎〇〇番地 五井コーポB23	住所 〒290-0011 千葉県市原市龍崎〇〇番地 五井コーポB23	性別 男
勤務先等 (株)X工業	勤務先等 (株)X工業	性別 男
電話番号 0290-0011	電話番号 0290-0011	性別 男
送付先 〒120-0001 東京都千代田区〇〇4-1-1	送付先 〒120-0001 東京都千代田区〇〇4-1-1	性別 男
資格 普通自動車	資格 普通自動車	性別 男
再交付の理由 紛失	再交付の理由 紛失	性別 男
変更前の氏名 山田 太郎	変更前の氏名 山田 太郎	性別 男
申請年月日 平成 27年 10月 1日	申請年月日 平成 27年 10月 1日	性別 男
交付先 〒120-0001 東京都千代田区〇〇4-1-1	交付先 〒120-0001 東京都千代田区〇〇4-1-1	性別 男
免許の種類 普通自動車	免許の種類 普通自動車	性別 男
1. 再交付申請 2. 更新申請 3. 書替申請 4. 再更新申請	1. 再交付申請 2. 更新申請 3. 書替申請 4. 再更新申請	性別 男

② 記入しないで下さい。

写真は次のものを1枚貼って下さい。(ただし、
厚生労働省ホームページからダウンロードして印
刷した申請書を使用される場合は、申請書に写真
用封筒に同封して下さい。)
・寸法は横24mm×縦30mm
・上三分身(胸から上) 正面、着衣、脱帽、無背景
・申請前6か月以内に撮影したもの
・鮮明で変色の恐れのないもの
※また、写真の裏面に必ず氏名を記入して下さい。
なお、次のような写真は撮り直しをお願いする場合があります。
・指定の寸法や規格を満たしていないもの
・サンダラスやヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの
・デジタル写真の品質に乱れがあるもの (画像処理がなされて
いるものや不鮮明なもの)
・変色や傷があるもの
・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの

住所他以外(勤務先など)に免許証の送付を希望
される方は、当該送付希望先の住所、会社名、電
話番号を記入して下さい。住所他への送付を希望
される方は、この欄に記入する必要はありません。

送付先の記入例
(会社の場合)

〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都千代田区〇〇1-1-1
〇〇(株)安全衛生課 気付
(実家の場合)
〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都文京区〇〇1-1-1 〇〇様方

なお、受取人の名前は、必ず免許申請者の氏名が
印字されます。免許申請者以外の方が受取人にな
ることはできません。

記入しないで下さい。

紛失または損傷した免許証について記入して下さい。
・カードタイプ(ラミネートタイプを含む)の免
許証の場合
①に免許証番号を記入
②に「免許の種類コード」③に「交付局コー
ド」④に交付年月日を記入して下さい。
⑤に「裏面のコード表参照」⑥に「免許証番
号」⑦に「紛失した免許証の記載項目が不明の場
合には、申請者ご本人が本人確認証明書を持
参の上、申請書を最寄りの労働基準監督署又
は都道府県労働局にて確認して下さい。

(受印)

千葉 労働局長 殿
平成 20 年 12 月 1 日

申請先 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局 (免許証の交付を受けた都道府県労働局でも可) の健康安全主務課 (P24 ~ P25 参照)

○申請書類記入チェックリスト

再 交 付

チェック欄	
① <input type="checkbox"/>	記入漏れはありませんか？
② <input type="checkbox"/>	免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書に貼付しましたか？
③ <input type="checkbox"/>	申請書の裏面に収入印紙1,500円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）

申請書に必要な事項を全て記載し、貼付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

チェック欄	添付書類	備 考
① <input type="checkbox"/>	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。） なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
② <input type="checkbox"/>	免許証送付用切手392円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 （※）平成29年6月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
○該当する場合に添付するもの		
チェック欄	添付書類	必要となる場合
③ <input type="checkbox"/>	免許証滅失事由書（16ページ参照）	◎免許証を紛失した方のみ
④ <input type="checkbox"/>	損傷した免許証	◎免許証を損傷した方のみ
⑤ <input type="checkbox"/>	労働安全衛生法関係の免許証（原本） ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。	◎労働安全衛生法関係の免許証を持っている場合 ※氏名を変更した場合は、書替も同時に行います。申請書の①「申請の区分」は「3」と記入し、記入例Ⅲ（9ページ）に示した事項も併せて、申請書に記入して下さい。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働局又は労働基準監督署で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続については、最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。詳しくは16ページを参照して下さい。
⑥ <input type="checkbox"/>	所持免許申告欄（14ページ参照）	◎旧様式（二つ折りタイプ）の労働安全衛生法関係の免許証を所持している場合。
⑦ <input type="checkbox"/>	本人確認証明書（15ページ参照）	◎免許証を紛失した方 ◎免許証を損傷した方で、該当免許証で本人確認ができない方
⑧ <input type="checkbox"/>	住民票の写し等（個人番号が記載されていないもの）	◎住所を変更した場合 ※現行の免許証に記載の住所も記載されている書類を提出して下さい。

記入例Ⅲ

免許証書替申請書

免許証に記載されている氏名を変更した方

(申請書裏面については) 13ページ参照。

① ③と記入して下さい。

現在の氏名・本籍を記入して下さい。

記載内容等について照会する際に必要ですの
で、屋間電話で連絡の取れる電話番号・携帯電話
等も記入して下さい。また、会社の場合は部
署名・内線番号を記入して下さい。

③④ カタカナで左からつめて書いて下さい。

⑤ 枝番号まで正確に記入して下さい。

⑥ 左端の□枠内に、該当する元号の番号を記
入します。年月日は、それぞれ枠が二つずつ並
んでいます。1桁の数字は左側の枠を空欄にし、
右側の□枠内に記入します。

⑧ 申請書裏面のコード表を見て記入して下さ
い。

変更前の氏名を記入して下さい。

②労働安全衛生法に基づく他の免許を持って
いる場合には、今回申請する免許証と統合のう
え新しい免許証が交付されますので、1と記入
し、免許の種類に○をつけ、別紙の所持免許申
告欄に必要事項を記入して下さい(14ページ
参照)。

※再交付と書替を同時に行う場合は、①「申請
の区分」は③と記入し、記入例II(7ページ)
に示した事項も併せて記入して下さい。

様式第12号(第66条の3、第67条関係) (愛知県) 株・免許証再交付(更新)申請書
(免許証書替・免許更新)

①申請の区分 3
②申請に申請する免許の種類 1
③新取得の免許の種類 3
④住所(住所変更) 1
⑤氏名(氏名変更) 1
⑥住所(住所変更) 1
⑦氏名(氏名変更) 1
⑧住所(住所変更) 1
⑨住所(住所変更) 1
⑩住所(住所変更) 1
⑪住所(住所変更) 1
⑫住所(住所変更) 1
⑬住所(住所変更) 1
⑭住所(住所変更) 1
⑮住所(住所変更) 1
⑯住所(住所変更) 1
⑰住所(住所変更) 1
⑱住所(住所変更) 1
⑲住所(住所変更) 1
⑳住所(住所変更) 1
㉑住所(住所変更) 1
㉒住所(住所変更) 1
㉓住所(住所変更) 1
㉔住所(住所変更) 1
㉕住所(住所変更) 1
㉖住所(住所変更) 1
㉗住所(住所変更) 1
㉘住所(住所変更) 1
㉙住所(住所変更) 1
㉚住所(住所変更) 1
㉛住所(住所変更) 1
㉜住所(住所変更) 1
㉝住所(住所変更) 1
㉞住所(住所変更) 1
㉟住所(住所変更) 1
㊱住所(住所変更) 1
㊲住所(住所変更) 1
㊳住所(住所変更) 1
㊴住所(住所変更) 1
㊵住所(住所変更) 1
㊶住所(住所変更) 1
㊷住所(住所変更) 1
㊸住所(住所変更) 1
㊹住所(住所変更) 1
㊺住所(住所変更) 1
㊻住所(住所変更) 1
㊼住所(住所変更) 1
㊽住所(住所変更) 1
㊾住所(住所変更) 1
㊿住所(住所変更) 1

氏名(姓) ヤマダ (名) タロウ (姓) 山田 (名) タロウ
住所(〒) 〒490-0011 愛知県津島市龍崎町1-1-1
勤務先(株) X X 工業
電話番号(屋間) 056-78-0000
電話番号(携帯) 093-221-0000
生年月日 35年10月3日
性別 男

交付済の免許の種類
1 労働安全衛生法に基づく他の免許
2 労働安全衛生法に基づく他の免許
3 労働安全衛生法に基づく他の免許
4 労働安全衛生法に基づく他の免許
5 労働安全衛生法に基づく他の免許
6 労働安全衛生法に基づく他の免許
7 労働安全衛生法に基づく他の免許
8 労働安全衛生法に基づく他の免許
9 労働安全衛生法に基づく他の免許
10 労働安全衛生法に基づく他の免許
11 労働安全衛生法に基づく他の免許
12 労働安全衛生法に基づく他の免許
13 労働安全衛生法に基づく他の免許
14 労働安全衛生法に基づく他の免許
15 労働安全衛生法に基づく他の免許
16 労働安全衛生法に基づく他の免許
17 労働安全衛生法に基づく他の免許
18 労働安全衛生法に基づく他の免許
19 労働安全衛生法に基づく他の免許
20 労働安全衛生法に基づく他の免許
21 労働安全衛生法に基づく他の免許
22 労働安全衛生法に基づく他の免許
23 労働安全衛生法に基づく他の免許
24 労働安全衛生法に基づく他の免許
25 労働安全衛生法に基づく他の免許
26 労働安全衛生法に基づく他の免許
27 労働安全衛生法に基づく他の免許
28 労働安全衛生法に基づく他の免許
29 労働安全衛生法に基づく他の免許
30 労働安全衛生法に基づく他の免許
31 労働安全衛生法に基づく他の免許
32 労働安全衛生法に基づく他の免許
33 労働安全衛生法に基づく他の免許
34 労働安全衛生法に基づく他の免許
35 労働安全衛生法に基づく他の免許
36 労働安全衛生法に基づく他の免許
37 労働安全衛生法に基づく他の免許
38 労働安全衛生法に基づく他の免許
39 労働安全衛生法に基づく他の免許
40 労働安全衛生法に基づく他の免許
41 労働安全衛生法に基づく他の免許
42 労働安全衛生法に基づく他の免許
43 労働安全衛生法に基づく他の免許
44 労働安全衛生法に基づく他の免許
45 労働安全衛生法に基づく他の免許
46 労働安全衛生法に基づく他の免許
47 労働安全衛生法に基づく他の免許
48 労働安全衛生法に基づく他の免許
49 労働安全衛生法に基づく他の免許
50 労働安全衛生法に基づく他の免許
51 労働安全衛生法に基づく他の免許
52 労働安全衛生法に基づく他の免許
53 労働安全衛生法に基づく他の免許
54 労働安全衛生法に基づく他の免許
55 労働安全衛生法に基づく他の免許
56 労働安全衛生法に基づく他の免許
57 労働安全衛生法に基づく他の免許
58 労働安全衛生法に基づく他の免許
59 労働安全衛生法に基づく他の免許
60 労働安全衛生法に基づく他の免許
61 労働安全衛生法に基づく他の免許
62 労働安全衛生法に基づく他の免許
63 労働安全衛生法に基づく他の免許
64 労働安全衛生法に基づく他の免許
65 労働安全衛生法に基づく他の免許
66 労働安全衛生法に基づく他の免許
67 労働安全衛生法に基づく他の免許
68 労働安全衛生法に基づく他の免許
69 労働安全衛生法に基づく他の免許
70 労働安全衛生法に基づく他の免許
71 労働安全衛生法に基づく他の免許
72 労働安全衛生法に基づく他の免許
73 労働安全衛生法に基づく他の免許
74 労働安全衛生法に基づく他の免許
75 労働安全衛生法に基づく他の免許
76 労働安全衛生法に基づく他の免許
77 労働安全衛生法に基づく他の免許
78 労働安全衛生法に基づく他の免許
79 労働安全衛生法に基づく他の免許
80 労働安全衛生法に基づく他の免許
81 労働安全衛生法に基づく他の免許
82 労働安全衛生法に基づく他の免許
83 労働安全衛生法に基づく他の免許
84 労働安全衛生法に基づく他の免許
85 労働安全衛生法に基づく他の免許
86 労働安全衛生法に基づく他の免許
87 労働安全衛生法に基づく他の免許
88 労働安全衛生法に基づく他の免許
89 労働安全衛生法に基づく他の免許
90 労働安全衛生法に基づく他の免許
91 労働安全衛生法に基づく他の免許
92 労働安全衛生法に基づく他の免許
93 労働安全衛生法に基づく他の免許
94 労働安全衛生法に基づく他の免許
95 労働安全衛生法に基づく他の免許
96 労働安全衛生法に基づく他の免許
97 労働安全衛生法に基づく他の免許
98 労働安全衛生法に基づく他の免許
99 労働安全衛生法に基づく他の免許
100 労働安全衛生法に基づく他の免許

② 記入しないで下さい。
写真は次のものを1枚貼って下さい。(ただし、
厚生労働省ホームページからダウンロードして印
刷した申請書を使用される場合は、申請書に写真
を貼付せず、写真裏面に氏名を記載の上、免許申
請用封筒の中に同封して下さい。)

- ・寸法は横24mm×縦30mm
 - ・上三分身(胸から上)、正面、着衣、脱帽、無背景
 - ・申請前6か月以内に撮影したもの
 - ・鮮明で変色の恐れのないもの
- ※また、写真の裏面に必ず氏名を記入して下さい。
なお、次のような写真は撮り直しをお願いする場合があります。
- ・指定の寸法や規格を満たしていないもの
 - ・サンダラスやヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの
 - ・デジタル写真の品質に乱れがあるもの(画像処理がなされていものや不鮮明なもの)
 - ・変色や傷があるもの
 - ・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの

住所(住所以外(勤務先など)に免許証の送付を希望
される方は、当該送付希望先の住所、会社名、電
話番号を記入して下さい。住所(住所)への送付を希望
される方は、この欄に記入する必要はありません。

送付先の記入例
(会社の場合)
〒0000-0000
東京都千代田区001-1-1
(美人名) 安全衛生課 気付
(実家の場合)
〒0000-0000
東京都文京区001-1-1 ○○様方

なお、受取人の名前は、必ず免許申請者の氏名が
印字されます。免許申請者以外の方が受取人にな
ることはできません。
記入しないで下さい。

書替する免許証について記入して下さい。
・カードタイプ(ラミネートタイプを含む)の免
許証の場合

- ⑩に免許証番号を記入
- 二つ折りタイプの免許証の場合
- ⑫に「免許の種類コード」⑬に「交付局コード」
(裏面のコード表参照)、⑭に「免許証番号」
⑮に交付年月日を記入して下さい。

申請先 申請者の住所を管轄する都道府県労働局(免許証の交付を受けた都道府県労働局でも可)の健康安全主務課(P24～P25参照)

千歳 労働局長 殿
平成 20 年 12 月 1 日

(受印)

○申請書類記入チェックリスト

書 替

申請書に必要な事項を全て記載し、貼付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検して下さい。

チェック欄	
① <input type="checkbox"/>	記入漏れはありませんか？
② <input type="checkbox"/>	免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書に貼付しましたか？
③ <input type="checkbox"/>	申請書の裏面に収入印紙1,500円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの		備考
チェック欄	添付書類	
① <input type="checkbox"/>	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。）なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
② <input type="checkbox"/>	免許証送付用切手392円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 （※）平成29年6月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
③ <input type="checkbox"/>	書替する免許証	提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されます、処分されず、 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働局又は労働基準監督署で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続については、最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。詳しくは16ページを参照して下さい。
④ <input type="checkbox"/>	戸籍抄本	

○該当する場合に添付するもの

必要となる場合	
チェック欄	添付書類
⑤ <input type="checkbox"/>	労働安全衛生法関係の免許証（原本） ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。
⑥ <input type="checkbox"/>	所持免許申告欄（14ページ参照）
⑦ <input type="checkbox"/>	住民票の写し等（個人番号が記載されていないもの）

※氏名を変更した場合は、法令上免許の書替が必要となります。

記入例Ⅳ

免許更新申請書

特別・普通ボイラー溶接士免許の有効期間を 更新しようとする方

(申請書裏面については)
13ページ参照。

① ㊦と記入して下さい。

記載内容等について照会する際に必要ですの
で、昼間電話で連絡の取れる電話番号・携帯電話
等を記入して下さい。また、会社の場合は部
署名・内線番号を記入して下さい。

③④ カタカナで左からつめて書いて下さい。

⑤ 校番号まで正確に記入して下さい。

⑥ 左端の□枠内に、該当する元号の番号を記
入します。年月日は、それぞれ枠が二つずつ並
んでいます。1桁の数字は左側の枠を空欄にし、
右側の□枠内に記入します。

⑧ 申請書裏面のコード表を見て記入して下さ
い。

⑩ 更新する免許証の免許証番号を記入して下
さい。

② 記入しないで下さい。

写真は次のものを1枚貼って下さい。(ただし、
厚生労働省ホームページからダウンロードして印
刷した申請書を使用される場合は、申請書に写真
を貼付せず、写真裏面に氏名を記載の上、免許申
請用封筒の中に同封して下さい。)

- ・寸法は横24mm×縦30mm
- ・上三分身(胸から上)、正面、着衣、脱帽、無背景
- ・申請前6か月以内に撮影したものの
- ・鮮明で変色の恐れのないもの

※また、写真の裏面に必ず氏名を記入して下さい。
なお、次のような写真は撮り直しをお願いする場
合があります。

- ・指定の寸法や規格を満たしていないもの
- ・サンダラスやヘアバンド等により顔の一部が隠れて
いるもの
- ・デジタル写真の品質に乱れがあるもの(画像処理がな
されているものや不鮮明なもの)
- ・変色や傷があるもの
- ・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの

住所地以外(勤務先など)に免許証の送付を希望
される方は、当該送付希望先の住所、会社名、電
話番号を記入して下さい。住所地向の送付を希望
される方は、この欄に記入する必要はありません。

送付先の記入例
(会社の場合)

- 〒0000-0000
- 東京都千代田区001-1-1
- 〇〇(株)安全衛生課 気付
- (実家の場合)
- 〒0000-0000
- 東京都文京区001-1-1 〇〇様方

なお、受取人の名前は、必ず免許申請者の氏名が
印字されます。免許申請者以外の方が受取人にな
ることはできません。

現在お持ちの免許証の有効期間を記入して下さい。
※有効期間を経過している場合、更新申請は出来
ません。期限満了前に申請してください。

記入しないで下さい。

種類別 84001 申請書の区分 ①申請書の区分 1.新取得 2.更新 3.再取得 4.再更新 5.再取得 6.再更新	申請者氏名 ヤマダ タロウ 性別 男	住所 〒290-0011 千葉県市原市龍崎00番地 五井コーポB23 電話 0436(78)0000 勤務先等 (株)XX工業 〒290-0000 龍崎043(221)0000 ④氏名(係名)カタカナで記入すること。	生年月日 2910-0011 ②年月日 1.年 2.月 3.日 ③校番号 1.校 2.号 3.号	送付先 〒0000-0000 〇〇(株)安全衛生課 気付 〇〇(株)安全衛生課 気付 〒0000-0000 東京都文京区001-1-1 〇〇様方	免許更新の有効期限 平成21年1月1日まで 〇、〇又は⑩の申請が、旧様式免許証(昭和40年10月1日以前に交付した免許証をいう。)である場合は、次の事項を記入すること。 ① 免許証の番号(右に二つで記入すること。1. ② 交付年月日 ③ 交付場所 ④ 免許証の区分(右に二つで記入すること。1. ⑤ 交付年月日 ⑥ 交付場所 ⑦ 免許証の番号(右に二つで記入すること。1. ⑧ 交付年月日 ⑨ 交付場所 ⑩ 免許証の区分(右に二つで記入すること。1. ⑪ 交付年月日 ⑫ 交付場所	申請者印 ヤマダ タロウ 氏名 〇〇(株)安全衛生課 気付 〒0000-0000 東京都文京区001-1-1 〇〇様方
--	-----------------------------	---	---	---	--	--

申請先 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局(対象免許を受けた都道府県労働局でも可)の健康安全主務課(P24~P25参照)

○申請書類記入チェックリスト

チェック欄	
① <input type="checkbox"/>	記入漏れはありませんか？
② <input type="checkbox"/>	免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書に貼付しましたか？
③ <input type="checkbox"/>	申請書の裏面に収入印紙1,500円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）

申請書に必要な事項を全て記載し、貼付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

チェック欄	添付書類	備 考
① <input type="checkbox"/>	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。） なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
② <input type="checkbox"/>	免許証送付用切手392円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 （※）平成29年6月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
③ <input type="checkbox"/>	免許の有効期限の更新を受ける資格を有することを証明する書面	詳しくは、16ページを参照して下さい。
④ <input type="checkbox"/>	更新する免許証（原本）	
⑤ <input type="checkbox"/>	住民票の写し等（個人番号が記載されていないもの）	住所を変更した場合

※免許を紛失している場合は、再交付の手続も必要です（7～8ページ参照）。免許証再交付申請書の提出先（1ページ参照）に提出して下さい。

※氏名を変更した場合は、書替の手続も必要です（9～10ページ参照）。免許更新申請書とあわせ、免許証書替申請書の提出先（1ページ参照）に提出して下さい。

●添付書類について●

次の(1)～(9)のうち今回必要な書類について説明をよく読み、不足するものがないよう準備して下さい。郵送で申請する場合には、特に〈 〉内に留意して下さい。

(1) 免許試験合格通知書

試験に合格された方は、必ず原本を添付して下さい。

(2) 実務経験等を証明する書類（Ⅰ-**A**で申請される方）

特級・一級・二級ボイラー技士免許、ボイラー整備士免許、ガス溶接作業主任者免許、発破技士免許、高圧室内作業主任者免許又は林業架線作業主任者免許を申請される方は実務経験等を証明する書類が必要になります。具体的な書類については17ページから22ページまでをご覧ください。

実務経験従事証明書については、原本を添付してください。（様式は、厚生労働省ホームページ、各労働局又は各労働基準監督署で入手できます。）

なお、実務経験従事証明書以外の実務経験等を証明する書類（例えば、発破実技講習修了証、ボイラー実技講習修了証等）については、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ証明書の原本及びそのコピーを申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認（原本確認）を受けたうえでコピーを送付できます。

(3) 試験免除資格を証明する書面（Ⅰ-**B**、Ⅰ-**C**で申請される方（※試験が免除される方））

イ 免許試験結果通知書

必ず原本を添付して下さい。

ロ 実技教習修了証

クレーン運転実技教習修了証、移動式クレーン運転実技教習修了証、又は揚貨装置運転実技教習修了証の原本を添付して下さい。

〈郵送の場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ修了証の原本及びそのコピーを申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認（原本確認）を受けたうえでコピーを送付することもできます。〉

ハ 免許を受ける資格を有することを証明する書面

免許申請書の免許申請の㊦新規交付申請欄の資格内容（ ）内に記入した資格を証する書面で、卒業証明書等（卒業証明書及び必要に応じて履修単位証明書等）、各種の免状、免許証、職業訓練修了証等をいいます。

申請先の都道府県労働局に原本を持参して下さい。

〈郵送で申請する場合も、卒業証明書等は原本を添付して下さい。それ以外の書面で保存が必要なものについては、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認（原本確認）を受けたうえでコピーを送付して下さい。〉

(4) 本人確認証明書

1ページの申請内容がⅠ-**B**、Ⅰ-**C**、Ⅱ-**A**、Ⅱ-**B**の方が必要となります。

申請書の申請者氏名、生年月日及び住所の欄に記入した事実を証する書面のことで、住民票、自動車運転免許証等の公的な書面をいいます。

写真が無い公的証明書の場合は原則として2つ提示して下さい。

〈郵送で申請する場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ原本及び申請書（必要事項を記入し、写真も添付済みのもの）を持参し、本人確認を受けた申請書を送付して下さい。〉

なお、後述の(8)ロの「現在既に持っている他の労働安全衛生法関係免許証」のうち新様式のもの添付した場合（氏名の変更がない場合に限る）には、本人確認証明書を添付する必要はありません。

(5) 氏名の変更の場合は戸籍抄本

氏名の変更を証明する書面として添付します。

必ず原本を添付して下さい。(郵送の場合も原本送付のこと。)

(6) 免許の有効期間の更新を受ける資格を有することを証明する書面

免許の有効期限の満了前1年間にボイラー又は第一種圧力容器の溶接の業務に従事し、かつ、免許の有効期間中に溶接したボイラー又は第一種圧力容器のすべてが溶接検査に合格していることを証明する書面のことで、(郵送の場合も原本送付のこと。)

なお、この書面に替えて機械試験結果及び試験を行ったテストピースを提出することができます。詳細については、申請先の都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

(7) 免許証滅失事由書

免許証を滅失した経緯を明らかにする書面のことで、具体的な滅失経緯を書き、住所及び氏名を記載して下さい。

詳細については、申請先の都道府県労働局にお問い合わせ下さい。(24、25ページを参照してください。)

(8) 労働安全衛生法関係既得免許証

イ 申請に直接関係する免許証

「免許証の損傷による再交付申請」「書替申請」「免許更新申請」においては、従前の免許証を添付して下さい。なお、提出された従前の免許証は申請先の都道府県労働局で処分いたします。所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピーを申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認(原本確認)を受けたコピーを添付して下さい。申請窓口を持参される場合は申請時にその旨申し出て下さい。

(郵送で申請する場合で、所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合には、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピーを申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認(原本確認)を受けたうえでコピーを送付することもできます。)

ロ 現在所持している他の労働安全衛生法関係免許証

労働安全衛生法に基づく他の免許証を持っている場合には、今回申請する免許証と統合のうえ新しい免許証が交付されますので、現在持っている他の免許証を添付する必要があります。なお、提出された従前の免許証は申請先の都道府県労働局で処分いたします。所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピー(コピーは全面コピーしたものが必要です)を申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認(原本確認)を受けたコピーを添付して下さい。申請窓口を持参される場合は申請時にその旨申し出て下さい。

(郵送で申請する場合で、所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合には、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピーを申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認(原本確認)を受けたうえでコピーを送付することもできます。)

(9) 免許証送付用封筒

免許証は申請先の都道府県労働局で審査を受けた後、東京労働局免許証発行センターから簡易書留により後日送付されます。専用の免許証送付用(「返信用」と書かれた)封筒(免許申請書セットの中に入っている窓あきの封筒。紛失した場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で入手できます。)に送付用切手(郵送料+簡易書留料、平成29年6月1日現在392円)のみを貼り同封して下さい。(免許証の返送先の住所や氏名は申請書に記載されたものが印字されますので、封筒に氏名や住所等は記載しないで下さい。ただし、任意の封筒を使用する場合は、宛先に返送先の住所及び氏名を記載して下さい。)

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

特級ボイラー一級免許（免許試験合格後の免許申請）

要件	具体的な書類	【注】
1 一級ボイラー一級免許を受けた後、5年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱った経験がある者	○ 実務経験従事証明書（原本）	③
2 一級ボイラー一級免許を受けた後、3年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者	○ 実務経験従事証明書（原本）	③
3 学校教育法による大学又は高等専門学校においてボイラーに関する講座又は学科目を修め卒業した者で、その後2年以上の実地修習を経たもの	○ 卒業証明書（蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことが確認できるもの）（原本） ○ 実地修習結果報告書の写（原本確認されたもの）	① ②
4 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）第9条第1項のエネルギー管理士（熱）免状を有する者で、2年以上の実地修習を経たもの	○ エネルギー管理士免状の写及び合否通知書（合格証）の写（両方とも 原本確認 されたもの） ○ 実地修習結果報告書の写（ 原本確認 されたもの）	① ②
5 海技士（機関1、2級）免許を受けた者	○ 海技士免状の写（ 原本確認 されたもの）	① ②
6 ボイラー、タービン主任技術者（1種又は2種）免状を有する者で、伝熱面積の合計500㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの。	○ ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状の写（ 原本確認 されたもの） ○ 実務経験従事証明書（原本）	① ② ③

【注】 ① 免許試験合格通知書の備考欄に印書されている受験資格コードが「02」、「03」、「04」、「05」のいずれかであれば、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。（上記3～6関係）

② 「**原本確認**」は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて行っております。

③ 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて入手できます。
（URL： http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei2/2/）

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

一級ボイラー技士免許（免許試験合格後の免許申請）

要件	具体的な書類	【注】
1 二級ボイラー技士免許を受けた後、2年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱った経験がある者	○ 実務経験従事証明書（原本）	③
2 二級ボイラー技士免許を受けた後、1年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者	○ 実務経験従事証明書（原本）	③
3 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修め卒業した者で、その後1年以上の実地修習を経たもの	○ 卒業証明書（蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことが確認できるもの）（原本） ○ 実地修習結果報告書の写（原本確認されたもの）	① ②
4 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）第9条第1項のエネルギー管理士（熱）免許を有する者で、1年以上の実地修習を経たもの	○ エネルギー管理士免状の写及び合否通知書（合格証）の写（両方とも 原本確認 されたもの） ○ 実地修習結果報告書の写（ 原本確認 されたもの）	① ②
5 海技士（機関1、2、3級）免許を受けた者	○ 海技士免状の写（ 原本確認 されたもの）	① ②
6 ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免許を有する者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	○ ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状（ 原本確認 されたもの） ○ 実務経験従事証明書（原本）	① ② ③
7 保安技術職員国家試験規則による汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	○ 汽かん係員試験合格証の写（ 原本確認 されたもの） ○ 実務経験従事証明書（原本）	① ② ③

【注】 ① 免許試験合格通知書の備考欄に印書されている受験資格コードが「02」、「03」、「04」、「05」、「06」のいずれかであれば、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。（上記3～7関係）

② 「**原本確認**」は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて行っております。

③ 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて入手できます。

（URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzensei2/2/）

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

二級ボイラー一技士免許（免許試験合格後の免許申請）

要件	具体的な書類	【注】
1 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学料を修め卒業した者で、その後3か月以上の実地修習を経たもの	<ul style="list-style-type: none"> 卒業証明書（蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことが確認できるもの）（原本） 実地修習結果報告書の写（原本確認されたもの） 	②
2 ボイラーの取扱いについて6か月以上の実地修習を経た者	<ul style="list-style-type: none"> 実地修習結果報告書の写（原本確認されたもの） 	②
3 ボイラー取扱技能講習を修了した者で、その後4か月以上小規模ボイラーを取り扱った経験があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ボイラー取扱技能講習修了証の写（原本確認されたもの） 実務経験従事証明書（原本） 	② ③
4 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）第9条第1項のエネルギー管理士（熱）免状を有する者で、1年以上の実地修習を経たもの	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー管理士（熱）免状の写及び可否通知書（合格証）の写し（両方とも原本確認されたもの） 実地修習結果報告書の写（原本確認されたもの） 	②
5 海技士（機関1、2、3級）免許を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> 海技士免許の写（原本確認されたもの） 	②
6 ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状を有する者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状の写（原本確認されたもの） 実務経験従事証明書（原本） 	② ③
7 ボイラー実技講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> ボイラー実技講習修了証の原本又は写（提出されたものは返却しませんのでご注意ください。写の場合は原本確認されたもの。） 	②
8 海技士（機関4、5級）免許を受けた者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	<ul style="list-style-type: none"> 海技士免許の写（原本確認されたもの） 実務経験従事証明書（原本） 	② ③
9 保安技術職員国家試験規則により汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	<ul style="list-style-type: none"> 汽かん係員試験合格証の写（原本確認されたもの） 実務経験従事証明書（原本） 	② ③
10 鉱山において、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験がある者	<ul style="list-style-type: none"> 実務経験従事証明書（原本） 	③

【注】②「**原本確認**」は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて行っております。

③「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて入手できます。

(URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roudou/roudoukiun/arden/anzen/seisei22/)

※ 上記のほか、平成24年3月31日までに受験資格があることを証明する書類として安全衛生技術センターに提出済であれば、免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書され、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

ボイラー整備士免許（免許試験合格後の免許申請）

要件	具体的な書類	【注】
1 ボイラー（小規模ボイラーのうち小型ボイラーを除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験を有する者 ※ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習を修了した者が、自己の取り扱う小規模ボイラーの整備の業務又はボイラーの整備の補助の業務を自ら行っている場合には、取扱経験1年を2か月に換算	○ 実務経験従事証明書（原本） ○ 換算する場合は、ボイラー取扱技能講習修了証等の写（原本確認されたもの）	② ③
2 第一種圧力容器（小規模圧力容器のうち小型圧力容器を除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験を有する者 ※ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習を修了した者が、自己の取り扱う小規模第一種圧力容器の整備の業務又は圧力容器の整備の補助の業務を自ら行っている場合には、取扱経験1年を2か月に換算	○ 実務経験従事証明書（原本） ○ 換算する場合は、ボイラー取扱技能講習修了証等の写（原本確認されたもの）	② ③
3 小規模ボイラーの整備の業務に6か月以上従事した経験を有する者	○ 実務経験従事証明書（原本）	③
4 小規模第一種圧力容器の整備の業務に6か月以上従事した経験を有する者	○ 実務経験従事証明書（原本）	③
5 普通課程の普通職業訓練（設備管理・運転系ボイラー運転科）を修了した者（通信による訓練を除く。）	○ 修了証の写（原本確認されたもの）	① ②
6 短期課程の普通職業訓練（ボイラー運転科）を修了した者（通信による訓練を除く。）	○ 修了証の写（原本確認されたもの）	① ②

【注】 ① 免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書されているれば、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。（上記5、6関係）

② 「原本確認」は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて行ってください。

③ 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて入手できます。

（URL： http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roudou/roudoukijun/rouden/anzen/anzenisei22/）

※ 上記のほか、平成24年3月31日までに受験資格があることを証明する書類として安全衛生技術センターに提出済であれば、免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書され、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。

●実務経験等を証明する書類について

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

ガス溶接作業主任者免許（免許試験合格後の免許申請）

	要件	具体的な書類	【注】
1	ガス溶接技能講習を修了した者で、その後ガス溶接等の業務に3年以上従事した経験を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> ガス溶接技能講習修了証の写（原本確認されたもの） 実務経験従事証明書（原本） 	② ③
2	学校教育法による大学又は高等専門学校において、溶接に関する学科を専攻して卒業した者	<ul style="list-style-type: none"> 卒業証明書（溶接に関する学科を専攻したことが確認できるもの）（原本） 	①
3	学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は化学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> 卒業証明書（工学又は化学に関する学科を専攻したことが確認できるもの）（原本） ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写（原本確認されたもの） 実務経験従事証明書（原本） 	① ② ③
4	構造物鉄工科又は配管科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> 該当職種に係る職業訓練指導員免許の写（原本確認されたもの） 	① ②
5	普通課程の普通職業訓練（金属加工系溶接科）、養成訓練（溶接科）を修了した者で、その後2年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練修了証の写（原本確認されたもの） ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写（原本確認されたもの） 実務経験従事証明書（原本） 	① ② ③
6	鉄工、建築板金、工場板金又は配管に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> 技能検定合格証の写（原本確認されたもの） ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写（原本確認されたもの） 実務経験従事証明書（原本） 	① ② ③
7	旧保安技術職員の規則による溶接係員試験に合格した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> 溶接係員試験合格証の写（原本確認されたもの） 実務経験従事証明書（原本） 	② ③
8	専修訓練課程の普通職業訓練（溶接科）、専修訓練課程の養成訓練（溶接科）を修了した者で、その後3年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練修了証の写（原本確認されたもの） ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写（原本確認されたもの） 実務経験従事証明書（原本） 	② ③
9	養成訓練（金属成形科）を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練修了証の写（原本確認されたもの） 	②
10	長期課程の指導員訓練を修了した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> 指導員訓練修了証の写（原本確認されたもの） ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写（原本確認されたもの） 実務経験従事証明書（原本） 	② ③
11	防衛大学校を卒業した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> 卒業証明書（原本） ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写（原本確認されたもの） 実務経験従事証明書（原本） 	② ③

【注】 ① 免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書されている場合は、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。（上記2～6関係）

② 「**原本確認**」は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて行っております。

③ 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて入手できます。
 (URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzensei12/2/)

※ 上記のほか、平成24年3月31日までに受験資格があることを証明する書類として安全衛生技術センターに提出済であれば、免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書され、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

発破技士免許（免許試験合格後の免許申請）

要件	具体的な書類	【注】
1 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後3か月以上発破の業務について実地修習を経たもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 卒業証明書（応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻したことが確認できるもの）（原本） ○ 実地修習の事業者証明書（原本） 	
2 発破の補助作業の業務に6か月以上従事した経験を有する者	○ 実務経験従事証明書（原本）	③
3 発破実技講習を修了した者	○ 発破実技講習修了証の原本又は写（提出されたものは返却しませんのでご注意ください。写の場合は 原本確認 されたもの。）	②

高圧室内作業主任者免許（免許試験合格後の免許申請）

要件	具体的な書類	【注】
1 高圧室内業務に2年以上従事した経験を有する者	○ 実務経験従事証明書（原本）	③

林業架線作業主任者免許（免許試験合格後の免許申請）

要件	具体的な書類	【注】
1 林業架線作業の業務に3年以上従事した経験を有する者	○ 実務経験従事証明書（原本）	③

【注】 ② 「**原本確認**」は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署に行っております。

③ 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて入手できます。
 (URL : http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzensei2/)

※ 上記のほか、平成24年3月31日までに受験資格があることを証明する書類として安全衛生技術センターに提出済であれば、免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書され、実務経験を証明する書類の添付を省略することができます。

●電子申請による免許申請について●

平成20年2月より、免許証の電子申請はe-Gov（電子政府の総合窓口）電子申請システムを利用して行っていただくことになりました。

※ 電子申請の留意点や方法などについてはe-Govホームページでご確認下さい。
(URL : <http://www.e-gov.go.jp/index.html>)

I 事前準備（初めての方のみ）

- ① 電子署名の電子証明書を取得して下さい。
- ② 動作環境を確認し、パソコンの設定を行って下さい。
- ③ 安全な通信を行うための証明書の入手と設定を行って下さい。

※ 詳しくはe-Govホームページ上にある「e-Gov電子申請システムを初めて使う方へ」のページを参照下さい。

(URL : <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/introduction/index.html>)

II 申請書の作成

※ 作成方法については、e-Govホームページ上にある「新規申請（通常申請）」のページを参照下さい。

(URL : <https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/manual/help11.html>)

III 電子納付（前納）

免許証申請の手続については、手数料（各種免許申請につき1,450円）を納付する必要があります。手数料を納付した後の返還・流用は認められませんのでくれぐれもご注意ください。手数料等に疑義がある場合は、事前に都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

※ 納付方法については、e-Govホームページ上にある「手数料等納付について」のページを参照下さい。

(URL : <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/attention/commission.html>)

IV 添付書類の提出

写真（横24mm×縦30mm）1枚及び添付書類（15、16ページ参照）については、郵送により提出して下さい。なお、郵送するに当たっては、e-Gov電子申請システムの添付書類の情報を入力する画面の「別送」を選択していただくとともに、郵送時にe-Gov電子申請システムの状況照会用画面のコメント通知を印刷して同封して下さい。

また、封筒には赤字で「電子申請」と記載してください。

V 申請後の処理

申請後、申請した手続の処理状況を確認することができます。

※ 詳しくはe-Govホームページ上にある「状況照会」のページを参照下さい。

(URL : https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/manual/help41_index.html)

●問い合わせ先●

申請に関して不明な点は、下記の都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

北海道労働局	〒060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1	札幌第1合同庁舎	☎011-709-2311
青森労働局	〒030-8558	青森市新町2丁目4番25号	青森合同庁舎	☎017-734-4113
岩手労働局	〒020-8522	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号	盛岡第2合同庁舎	☎019-604-3007
宮城労働局	〒983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地	仙台第4合同庁舎	☎022-299-8839
秋田労働局	〒010-0951	秋田市山王7丁目1番3号	秋田合同庁舎	☎018-862-6683
山形労働局	〒990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号	山交ビル3F	☎023-624-8223
福島労働局	〒960-8021	福島市霞町1番46号	福島合同庁舎	☎024-536-4603
茨城労働局	〒310-8511	水戸市宮町1丁目8番31号	茨城労働総合庁舎	☎029-224-6215
栃木労働局	〒320-0845	宇都宮市明保野町1番4号	宇都宮第2地方合同庁舎	☎028-634-9117
群馬労働局	〒371-8567	前橋市大手前2丁目3番1号	前橋地方合同庁舎	☎027-896-4736
埼玉労働局	〒330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2	ランド・アクシス・タワー 15F	☎048-600-6206
千葉労働局	〒260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号	千葉第2地方合同庁舎	☎043-221-4312
東京労働局	〒102-8306	千代田区九段南1丁目2番1号	九段第3合同庁舎13階 労働基準部 安全課 労働基準部 健康課	☎03-3512-1615 ☎03-3512-1616
	〒108-0014	東京都港区芝5丁目35番2号	安全衛生総合会館2階 東京労働局免許証発行センター※	
※申請者からの書類の到達・発送事務に関すること				
神奈川労働局	〒231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地	横浜第2合同庁舎 労働基準部 安全課 労働基準部 健康課	☎045-211-7352 ☎045-211-7353
新潟労働局	〒951-8588	新潟市中央区美咲町1丁目2番1号	新潟美咲合同庁舎2号館	☎025-288-3505
富山労働局	〒930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号	富山労働総合庁舎	☎076-432-2731
石川労働局	〒920-0024	金沢市西念3丁目4番1号	金沢駅西合同庁舎	☎076-265-4424
福井労働局	〒910-0019	福井市春山1丁目1番54号	福井春山合同庁舎	☎0776-22-2657
山梨労働局	〒400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号		☎055-225-2855
長野労働局	〒380-8572	長野市中御所1丁目22番1号		☎026-223-0554
岐阜労働局	〒500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地	岐阜合同庁舎	☎058-245-8103
静岡労働局	〒420-8639	静岡市葵区追手町9番50号	静岡地方合同庁舎	☎054-254-6314

愛知労働局	〒460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	労働基準部 安全課	☎052-972-0255
三重労働局	〒514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎		☎059-226-2107
滋賀労働局	〒520-0057	大津市御幸町6番6号		☎077-522-6650
京都労働局	〒604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451		☎075-241-3216
大阪労働局	〒540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	労働基準部 安全課	☎06-6949-6496
			労働基準部 健康課	☎06-6949-6500
兵庫労働局	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16F	労働基準部 安全課	☎078-367-9152
			労働基準部 健康課	☎078-367-9153
			労働基準部 免許係	☎078-367-9110
奈良労働局	〒630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎		☎0742-32-0205
和歌山労働局	〒640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎		☎073-488-1151
鳥取労働局	〒680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号		☎0857-29-1704
島根労働局	〒690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5F		☎0852-31-1157
岡山労働局	〒700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎		☎086-225-2013
広島労働局	〒730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館		☎082-221-9243
山口労働局	〒753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館		☎083-995-0373
徳島労働局	〒770-0851	徳島市徳島町城内6番6号 徳島地方合同庁舎		☎088-652-9164
香川労働局	〒760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階		☎087-811-8920
愛媛労働局	〒790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎5F		☎089-935-5204
高知労働局	〒780-8548	高知市南金田1番39号 労働総合庁舎		☎088-885-6023
福岡労働局	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4F	労働基準部 安全課	☎092-411-4865
			労働基準部 健康課	☎092-411-4798
佐賀労働局	〒840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎		☎0952-32-7176
長崎労働局	〒850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル6F		☎095-801-0032
熊本労働局	〒860-8514	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎9F		☎096-355-3186
大分労働局	〒870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6F		☎097-536-3213
宮崎労働局	〒880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎		☎0985-38-8835
鹿児島労働局	〒892-0816	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2F		☎099-223-8279
沖縄労働局	〒900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎(1号館)3F		☎098-868-4402

